

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が開始

4月から、出産前後の一定期間の国民年金保険料が届出により免除されます。

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎の場合は、出産日または出産予定日が属する月の3か月前から6か月間)

※産前産後期間として承認された免除期間は、保険料を納付したものと、老齢年金額に反映されます

国民年金第1号被保険者の方で、届出期間が平成31年2月1日以降の方

必要書類 母子健康手帳、医療機関が発行した証明書、戸籍簿(抄)本、戸籍記載事項証明書、住民票等

4月分から下水道使用料算定の従量区分を改定

今後の下水道事業の適正な事業運営を確保するため、下水道使用料算定の従量区分を次のとおり改定します。

今後、計画的かつ効率的な事業運営と健全な下水道事業経営に努めますので、ご理解・ご協力をお願いします。

改定内容

基本水量を10㎡から8㎡に引き下げます。ただし、一人世帯や高齢者世帯などに配慮し、基本料金は据え置きます。また、21㎡から50㎡の区分

環境基本計画および緑の基本計画策定支援委託事業者を募集

平成32(2020)年度に計画期間が終了する環境基本計画および緑の基本計画の改訂に伴い、今後10年の市の環境や緑に関する計画の策定支援を民間事業者へ委託します。

応募受付期間

4月3日(水)～12日(金)

実施要領配布 応募受付期間中に、環境政策課(市役所第

2庁舎4階)に、環境政策課(市役所第2庁舎2階)へ

21㎡から30㎡と、31㎡から50㎡の2つに分割し、21㎡から30㎡は1㎡当たり16円、31㎡から50㎡は1㎡当たり120円と改定します。

公衆浴場汚水、井戸汚水の使用量については、改定はありません

改定前後の比較

ひと月当たりの使用量が8㎡までは、使用料に変更ありません。9㎡の場合は70円(税別)の増、10㎡以上30㎡

以下の場合には10円の増、31㎡以上の場合には最大で40円(税別)の増となります。

下水道課課業務設備係(☎042-387-9828)

二庁舎4階)、市ホームページで

環境政策課緑と公園係(☎042-387-9860)

第8期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定支援委託事業者を募集

同事業計画の策定に当たり、より効率的・効果的な計画策定とするため、計画策定支援業務について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定します。

応募受付期間 4月5日(金)～16日(火)

実施要領配布 応募受付期間中に、介護福祉課(市役所第2庁舎2階)、市ホームページで

買付けやき公園に多目的トイレ設置

買付けやき公園の整備工事が完了しました。4月1日よりトイレの使用を開始します。

環境政策課緑と公園係(☎042-387-9860)

食品の放射能測定を休止

機器の入れ替えに伴い、毎週水曜日を実施している放射能測定を休止します。再開時期については、別途お知らせします。

経済消費生活係(☎042-387-9831)

緑地・樹木・生け垣)に対して助成金を交付します。

条件等、詳細はお問い合わせください。

4月1日～26日(消印有効)に、申請用紙に必要事項を明記し、郵送または直接、環境政策課緑と公園係(〒841-8504住所不要・市役所第2庁舎4階)☎042-387-9860へ

はかりの定期検査

商店での取引や、医院等での証明に使用するはかりは、平成29年度の定期検査を受けた方には、事前に往復はがきで通知します。

平成29年4月以降に新たに開業等ではかりを使用するようになった方は、4月17日までに、電話または直接、経済課へお申し込みください。

検査方法 検査員が検査対象の店舗等で検査します

経済消費生活係(市役所第2庁舎4階)☎042-387-9831

勤労者福祉サービスセンター会員登録

勤労者福祉サービスセンターは、中小企業の個々の事業所では対応が難しい従業員の共済給付事業や福利厚生事業などの福祉事業を支援する団体です。

共済給付事業として、結婚・出生等祝い金や傷病休業保険金、死亡弔慰金などのほか、福利厚生事業として、各種施設の利用割引、宿泊費補助、健康診断や人間ドックの利用助成、バスツアーなどに

参加費助成も行っています。平成31年3月1日現在、市内68事業所、千23人の方が会員として加入しています。

市内の事業所に勤務する勤労者と事業主、市内に居住し、市外の中小企業に勤務する勤労者

後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の特別徴収4・6・8月は仮徴収期

平成31年度の後期高齢者医療保険料および国民健康保険税が特別徴収(年金天引き)となる方の保険料(税)は、6月以降、前年分(平成30年1月～12月)の所得状況を確認し、年額を決定します。

このため、4・6・8月の特別徴収は、前年度の保険料(税)額により仮の徴収額で行う「仮徴収」になります。

※普通徴収(納付書や口座振替で納付)の方は、仮徴収はありません

平成31年2月に特別徴収となっていた方

原則として、仮徴収額は、平成31年2月の特別徴収額と同額です。

平成31年4月から新たに特別徴収となる方

仮徴収額は、平成30年度の年間相当額保険料(税)の約6分の1が1回当たりの仮徴収額となります。

なお、10月以降の徴収額は、7月に決定する平成31年度保険料(税)の年額から仮徴収合計額を差し引いた額です。

平成31年2月の特別徴収額と同額です。

平成31年4月から新たに特別徴収となる方

仮徴収額は、平成30年度の年間相当額保険料(税)の約6分の1が1回当たりの仮徴収額となります。

なお、10月以降の徴収額は、7月に決定する平成31年度保険料(税)の年額から仮徴収合計額を差し引いた額です。

国民年金課国民健康保険係(☎042-387-9832)、高齢者医療係(☎042-387-9834)

平成31年度市民公募・パブリックコメントを予定している審議会・施策等

今年度の委員募集・パブリックコメント募集の時期等は、左表のとおりです。なお、このほかにも時期等

が未定のため掲載していませんが、委員を募集する審議会等や意見を募集する施策等がある場合があります。

審議会・施策等が

審議会・施策等が

審議会・施策等が

平成31年度審議会等委員の公募予定一覧

Table with 4 columns: 審議会名称, 公募予定人数, 公募予定時期, 担当課・問合先

平成31年度パブリックコメント実施予定の施策等一覧

Table with 3 columns: 施策等の名称, 意見募集時期, 担当課・問合先

※表中、電話番号は市外局番042を省略しています